

我孫子市

# 農業委員会だより

## 第30号

令和元年6月1日

発行・編集  
我孫子市農業委員会

〒270-1146  
我孫子市高野山新田193

☎04-7185-1483(直通)

## 「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の紹介

### 市長から任命された農業委員



1番 田村 星寿



2番 中野 栄



3番 嶺岸 勝志



5番 大井 栄一



6番 大炊 三枝子



7番 成島 誠



8番 川村 泉治



9番 宮久保 勝



10番 会長職務代理者  
：根本 博

◎会長を除く農業委員  
の並びは議席順

### 新たに委嘱された農地利用最適化推進委員



川口 浩



相馬 英里



香取 典男



渡邊 一郎

第1区域

第2区域



加賀 文志



増田 誠治



長島 操



齋藤 剛廣

第3区域

第4区域



会長 三須 清一

### 会長就任ご挨拶

このたび、臨時総会において、会長に再選出されました。平成28年4月に法改正され、早3年が経過しました。この間、農業委員と農地利用最適化推進委員が力を合わせ、耕作放棄地の解消や農地の利用集積及び新規就農者への支援を行い、いくつもの成果を上げることができました。しかし、農家の後継者不足には、対応しきれない部分も残っております。さらに、両委員がしつかり連携し、我孫子市農業の発展と農地の適切な管理・活用に努めてまいりますので、引き続きご指導とご協力をお願い申し上げます。

新たな、農業委員と農地利用最適化推進委員が任命・委嘱されましたので、農地のことや農業者年金のことなど気軽に相談ください。

《農地の貸し借りの仕組み》

農地の貸し借りには、一般的に次の方法があります。

1. 農地法第3条に基づく、農業委員会の許可。(次の要件等を満たす必要)

申請は、定められた期間内に行う必要があります。

- ※「農地の権利を取得しようとする者(借り手や買い手など) またはその世帯員等が保有している農地を含め全ての農地を効率的に耕作すること」や「経営する農地面積が、原則として50アール以上あること」や「地域との調和」など



2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借り。

- ※農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に合う者が受け手となります。貸し借りの期間が満了すれば、確実に農地を返してもらうことができますので、安心して貸すことができます。

注意：納税猶予を受けている農地の貸し借りは、ご相談ください。(3面参照)

農地の貸し借り(売り買い)や  
転用は、**手続を!!**

必ず農業委員会に相談を!



《市街化調整区域内の農地転用》

農地を駐車場や資材置き場などにする場合には、農業委員会の許可が必要です。立地基準である「農地区分」とその区分に応じた「許可基準」に適合する必要があります。申請は、期間内に!

《市街化区域内の農地転用》

届出が適法であるかどうかを審査し、受理又は不受理を決定します。届出は、随時!!



農業委員と農地利用最適化推進委員の担当区域一覧表 (各委員欄内 50音順)

農業委員	農地利用最適化推進委員会	担当区域
大炊 三枝子 川村 泉治 成島 誠	川口 浩 相馬 英里	布施 布施下 北新田 久寺家 つくし野 台田 根戸 根戸新田 呼塚新田 船戸 白山 本町 緑 寿 我孫子 栄 泉 並木 天王台 柴崎 柴崎台 日の出 青山 青山台 南青山
大井 栄一 嶺岸 勝志	香取 典男 渡邊 一郎	我孫子新田 高野山 高野山新田 東我孫子 下ヶ戸 岡発戸新田 都部村新田 岡発戸 都部 湖北台 上沼田 中峠台 中峠(上)
中野 栄 宮久保 勝	加賀 文志 増田 誠治	中峠(下) 中里 古戸 日秀 中里新田 日秀新田 中沼田 下沼田
田村 星寿 根本 博 三須 清一	齊藤 剛廣 長島 操	新木 新木野 南新木 新木村下 江蔵地 布佐平和台 大作新田 浅間前 浅間前新田 布佐 布佐1丁目 布佐西町 都 相島 相島新田 布佐下新田 三河屋新田 新々田

農地の貸し借り・売り買いや転用等の審査等予定日

調査会予定日	総会開催予定日	調査会予定日	総会開催予定日
6月 3日 (月)	6月 7日 (金)	11月 1日 (金)	11月 8日 (金)
7月 4日 (木)	7月11日 (木)	12月 3日 (火)	12月13日 (金)
8月 1日 (木)	8月 7日 (水)	1月 6日 (月)	1月14日 (火)
9月 2日 (月)	9月12日 (木)	2月 3日 (月)	2月10日 (月)
10月 3日 (木)	10月10日 (木)	3月 3日 (火)	3月10日 (火)

※許可申請の受付期間は、毎月21日から25日までです。ただし、閉庁日は除く。

### 生産緑地制度について

市内の生産緑地の多くが2022年（令和4年）11月に30年を経過しますと、生産緑地の指定から30年経過しますと、

いつでも建物の建築や土地の売却が可能となる一方、固定資産税等の減税や相続税の納税猶予といった特例措置が原則受けられなくなります。しかし、法改正によって、今後も生産緑地として保全が行われる見込みのある土地については、「特定生産緑地」に指定されることにより、固定資産税等を現在のまま継続できるようにしました。

都市計画課では、昨年、土地所有者へのアンケートを行い、現在、特定生産緑地の指定方針の検討とスケジュールの見直しを行っており、決定しだい周知する予定です。

なお、生産緑地地区内における建築規制の緩和により、農家レストランの建築などが可能になりました。許可の基準については、整理できしだいお知らせします。

- 問い合わせ一覧 ☎ (7185) 1111
- 生産緑地法改正に関すること 都市計画課
- 買取申出に関すること 公園緑地課
- 固定資産税等に関すること 課税課
- 農地転用等に関すること 農業委員会

※相続税に関すること（下記）

☆相続税務署

### 納税猶予制度が変わりました！

平成30年度税制改正により、農地等についての贈与税・相続税の納税猶予制度が改正されました。

#### 【改正項目】

#### 1. 都市農地の貸付けの特例の創設

生産緑地地区内の農地について、

- ① 認定都市農地貸付け（農業者向けの貸付け）又は② 農園用地貸付け（市民農園向けの貸付け）を行った場合にも納税猶予を継続

#### 2. 適用対象地域等の見直し

三大都市圏内の特定市に所在する① 特定生産緑地である農地等及び② 田園住居地域内にある農地を納税猶予の適用対象に追加等

#### 3. 納税猶予期限及び免除事由の見直し

三大都市圏の特定市以外の生産緑地地区内の農地等について、20年免除から終身営業に

#### 4. 農地法の改正に伴う農地の定義の見直し

水耕栽培を行う農業用ハウスにするなど、農地の全面をコンクリートで覆った場合についても引き続き「農地」とする見直し

※納税猶予については、

☆相続税務署 ☎ 04(7146)2321まで！

### 《農地の相続の届出》

農地を相続した場合は、農業委員会に届け出が必要です。届出の様式は、農業委員会窓口、又は、市のホームページからダウンロードもできます。法務局で、交付の登記記載事項証明書（全部事項証明書）を添付してください。



千葉県農業会議会長及び我孫子市長から9年間委員活動され、農地行政に貢献された須藤前職務代理者に感謝状が贈られました。

- 農業委員 須藤喜一郎
- 推進委員 日下部一利
- 推進委員 田村 正明

長い間、お疲れさまでした。平成31年4月任期満了で退任した委員

### 全国農業新聞のご購読を

全国農業新聞は、農家のための新聞で、農業経営や農家の暮らしの情報などが満載です。申し込みは、農業委員又は農業委員会事務局までお願いします。

- 発行 毎週金曜日
- 購読料 月700円



全国 農業 図書

### 農業者年金加入で 安いで豊かな老後を!

あなたの老後生活への備えは十分ですか? 次の要件☆を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ☆国民年金第1号被保険者
- ☆年間60日以上農業に従事
- ☆60才未満



#### 特徴とメリット

- 保険料の額は自由に決められる (月2万円~6万7千円)
- 終身年金で80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証つき
- 税制面の優遇措置で、保険料は全額社会保険料控除
- 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助あり

「あびこん」は、新鮮野菜がうりです。わたくしは、トマトにハマっていて、毎日、生産者の違うトマトを食べ比べています。どれも甘くて美味しいです。また、下の写真にあります「かぼちゃケーキ」や「じゃがいもチーズケーキ」などもあるさ、ヘルシーで美味しいがいっぱいで、選ぶのに迷ってしまいます。どうぞ、ご賞味ください。

直売所「あびこん」には、  
美味しいが、いっぱい。



### 《年金の現況届は、お早めに!》

現況届は、年金を受給するために必要な手続きです。

- ・現況届は、6月28日(金)までに、農業委員会事務局に提出してください。
- ・現況届未提出者は、届け出があるまで、11月の定期支払い分から差し止められますので、ご注意ください。



田村正明

【前推進委員・前編集委員】

田んぼが緑に覆われあざやかな風景となりました。3年間、農家のためになると思われる情報提供をしたり、自分なりに考えた取り組みをしてみました。こうすればよかったと思うことはありましたが、5月から農業委員会体制も更に充実し、農業者の皆さまのお役に立てることも多くなることと思います。

また、編集委員として関わらせていただき、ありがとうございます。0号では、新たな委員の紹介と農地の貸し借りを中心に掲載していますので、ご一読ください。

編集後記